

学校いじめ防止基本方針

2020年4月
高知市立愛宕中学校

目 次

I. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 基本的な考え方
2. 本校の現状と課題
3. いじめ防止等に向かう学校の姿勢

II. いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめを未然に防止するための取り組み
2. いじめの早期発見にむけての取り組み
3. いじめの早期解決にむけての取り組み
4. いじめ問題に取り組むための校内組織
5. 組織体制の構築と機能
6. 重大事態への対処
7. 校内研修の充実
8. 地域や家庭、関係機関との連携
9. 検証と評価

I. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるもの」（いじめの定義より）である。

そして、いじめはどの学校でも起こりうるものであり、絶対に許されるものではなく、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立っていじめ防止のための対策・対応を行う。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教員が抱え込むことではなく学校が一丸となり、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて組織的に取り組むものである。

2 本校の現状と課題

本校は、定期的な朝のあいさつ運動の実施や、何気ない関わりの中で、友だちの良いところを見つけ、あたたかい言葉をどんどん声に出してほめていく「ボイスシャワー」の取り組みを徹底して行っている。今では、生徒の方から進んであいさつができるようになってきている。また、うれしい言葉をかけられる事により、考え方や、態度をより向上させようとする姿がみられるようになり、暴言・暴力・問題行動が減少し、全体的に落ち着いた学校生活が送れている。

課題として、これからどんどん進んでいく携帯電話・パソコンによるインターネット上でのやり取りの中での誹謗・中傷等が大きないじめへとつながる恐れがある。これらの予防とともに心の通う人間関係の構築と、豊かな情操や道徳心を養うことが必要である。

3 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の取り組みが重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者と一体となって取り組みを行うようにする。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すようにする。
- ② 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。
- ④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するようにする。
- ⑤ 地域、家庭と一体となって取り組みを推進するため、いじめの問題への取り組みの重要性についての普及啓発を推進するようにする。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒に関係する全ての大人との連携を大切にしながら、その発見に努める。

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることに特段の留意をするようにする。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ③ いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるようにする。
- ④ 家庭、地域と連携して生徒を見守るようにする。

(3) いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、学校全体で組織的な対応を行う。

- ① 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携するようにする。
- ② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を深めておくようにする。
- ③ 学校における組織的な対応を可能とする体制を整備するようにする。

Ⅱ. いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取り組み

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図るようにする。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成するようにする。
- ③ 何がいじめなのかを具体的に列挙し目につく場所に掲示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むようにする。
- ② 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養うようにする。
- ③ 自他の相違に対して、互いを認め合いながら建設的に調整し解決する機会や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、生徒が円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てるようにする。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるようにする。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進めるようにする。
- ③ ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散、ストレスマネジメント等、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。
- ④ 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、教職員および生徒による不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うようにする。
- ⑤ 障害（発達障害を含む）について適切に理解したうえで、生徒に対する指導に当たるようにする。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や自己決定の場を積極的に設け、生徒の自己有用感を高めるようにする。
- ② 教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを生徒が得られるよう工夫するようにする。

- ③ 異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを、自己有用感や自己肯定感の育成に向けて積極的に設けるようにする。
 - ④ 生徒自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り自らを高めることができるように、計画的に自己評価・自己省察の機会を設定するようにする。
- (5) 生徒の主体的ないじめについての学び・取り組み
- ① いじめの問題について生徒自身が主体的に考え、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進するようにする。
 - ② 「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は、いじめについての誤った考えであることをしっかり学ぶようにする。
 - ③ ささいな嫌がらせや意地悪を、しつこく繰り返したり、多勢で行ったりすることは、いじめであり、そのようないじめが及ぼす深刻な精神的危害についてしっかり学ぶようにする。
 - ④ 教職員は、生徒会がいじめ防止に取り組む意義を生徒一人ひとりが理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は生徒の主体的な取り組みを陰で支えるようにする。

2 いじめの早期発見にむけての取り組み

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。
- ② 家庭と連携していじめチェックシートなどを活用し、生徒を見守り健やかな成長を支援するようにする。
- ③ 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するようにする。また、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、管理職の監督のもとで管理し取り扱うようにする。
- ④ 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的にいじめ防止の体制を点検するようにする。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するようにする。
- ⑤ 定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめ早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、本校の家庭学習ノートである「ダイアリー」による教職員と生徒の間で毎日行われている交流等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするようにする。

3 いじめの早期解決にむけての取り組み

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するようにする。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止委員会（生徒理解委員会）」と直ちに情報を共有するようにする。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止委員会（生徒理解委員会）」を中心に、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
- ④ いじめの事実確認結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、「いじめ防止委員会（生徒理解委員会）」より、被害・加害生徒の保護者に連絡するようにする。
- ⑤ 学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処するようにする。
- ⑥ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行うようにする。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し、保護者に対しては、家庭訪問等により、速やかに事実関係を伝えるようにする。
- ② いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、該当生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保するようにする。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくとともに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。
- ④ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することや、状況に応じていじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようにする。

- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うようにする。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する処置をとるようにする。なお、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応するようにする。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
- ③ いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮を十分行い、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。
- ③ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していくようにする。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- ③ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知するようにする。
- ④ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭とする（事案に応じて、他の本校教員が加わる）また、本校教職員以外の委員として、市教育委員会、市教育研究所、本校スクールカウンセラー、本校スクールソーシャルワーカー、警察OB、本校PTA代表、自治会長、有識者とする。なお、会議や事案に応じて、学校長より各委員に参加を依頼する。

(2) 役割の内容

- ① 本基本方針に基づく取り組みや具体的な年間計画の作成に参画する。さらに、学校長（委員長）の判断により、保護者や生徒の代表等に協力を依頼する場合がある。
- ② 基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかについて学校評価等を作成しそれを基に点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行うようにする。
- ③ いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的にいじめの早期解決に向けて対応するようにする。
- ④ いじめの相談、情報等は、全て本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報は、生徒指導主事にできる限り早く集まるようにする。また、教職員および生徒以外からの情報・相談窓口の責任者は、教頭（副委員長）が務める。その情報も生

徒指導主事とできる限り早く共有するようにする。

- ⑤ 情報の記録・管理の責任者は、教頭（副委員長）が務める。集められた情報は、個別の生徒ごとに記録整理・保管し、その実務は生徒指導主事が担うようにする。
- ⑥ 教育委員会の判断により、学校が重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応するようにする。

5 組織体制の構築と機能

- ① いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止委員会（生徒理解委員会）で情報を共有し、組織的に対応するようにする。
- ② 生徒、保護者、地域の方、教職員別に、相談窓口と相談方法（手段）について周知するとともに、受けた情報や相談は、いじめ防止委員会（生徒理解委員会）にできるだけ早く集まるようにする。
- ③ いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、日ごろから対応の在り方について、全ての教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。
- ④ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。
- ⑤ 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図るようにする。
- ⑥ 組織的に取り組みを実行できているかについて学校評価等を利用して点検し、結果を共有し改善を図っていくようにする。

6 重大事態への対処

いじめ防止法・第28条の規定により、学校の設置者又は本学校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下のとおり置くものとする。

(1) 基本構成員

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭とする（事案に応じて、他の本校教員が加わる）また、本校教職員以外の委員として、市教育委員会、本校スクールカウンセラー、本校スクールソーシャルワーカー、警察OB、学校運営協議会委員の一部（PTA代表、地域代表、有識者）とする。以上を、重大事態対応のための「いじめ対策委員会」メンバーとする。学校長（委員長）により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じて、学校長（委員長）より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

(2) 役割の内容

① 重大事態に係る調査主体

○重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校長は、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。

○学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、校長を中心に（1）の構成員とともに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

○民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理して記録するようにする。

○学校の設置者や学校に、不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は、学校の設置者および附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。

- いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。
- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

③ その他留意事項

- 学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは言えず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。その際には、第28条1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第28条2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意するようにする。
- 学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意するようにする。

7 校内研修の充実

いじめ防止法・第18条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

- ①学校いじめ防止基本方針および、それに関連する法等の理解
- ②いじめ防止の対策と取り組み
- ③いじめの早期発見の対策と取り組み
- ④いじめへの対処の対策と取り組み
- ⑤組織的体制の構築と機能の対策と取り組み
- ⑥家庭や地域との連携の取り組み
- ⑦関係機関との連携の取り組み

8 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法・第3・8・17・27条等の規定により、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は、以下の通りである。

- ① 本基本方針を周知し、PTA 役員や「愛宕応援団」をはじめとする地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- ③ コミュニティ・スクール指定校として、学校運営協議会でいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、生徒を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じてスクールサポーターや生徒指導担当委託員等の警察 OB の効果的な活用を検討するようにする。
- ⑤ 児童相談所や福祉部局等とサポート会議等を開催し、生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- ⑥ 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。

9 検証と評価

いじめ防止法・第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価（検証）を行うようにする。

特に、いじめの問題の取り扱いにおいては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、日ごろからの生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に努める。重点的に検証する項目・内容は以下の通りである。

① いじめ防止およびいじめの早期発見の取り組み状況

在籍する生徒に対する定期的な調査の実施状況、在籍する生徒およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など

② いじめへの対処の取り扱い状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と設置者への報告状況、いじめを受けた生徒またはその保護者に対する助言状況など

③ 組織的体制の機能と組織的取り組みの状況

いじめ防止委員会（生徒理解委員会）の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況など